

国民健康保険税額が決定しました

保険税額

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳から64歳までの方)
所得割①	(前年の所得-43万円) × 8.13%	(前年の所得-43万円) × 3.35%	(前年の所得-43万円) × 2.65%
均等割②	被保険者数 × 3万4,200円	被保険者数 × 1万4,100円	被保険者数 × 1万3,500円
平等割③	1世帯あたり2万4,000円 ※1	1世帯あたり9,000円 ※2	1世帯あたり6,600円
最高限度額	66万円	26万円	17万円

※1 特定世帯は1万2,000円、特定継続世帯は1万8,000円になります。

※2 特定世帯は4,500円、特定継続世帯は6,750円になります。

特定世帯・特定継続世帯とは

国民健康保険の加入者が後期高齢者医療保険に移ったことにより、その世帯で国民健康保険に残る人が1人だけになる世帯のうち、5年を経過するまでの世帯を特定世帯といい、6年から8年を経過するまでの世帯を特定継続世帯といいます。

税額は、医療給付費分(医療分)と後期高齢者支援金分(支援分)と介護納付金分(介護分)の①から③の合計金額です。

国民健康保険税額決定通知書は、6月中旬に発送を予定しています。届きましたら内容をご確認ください。

保険税等の特別徴収について

次の条件をすべて満たす方は、自動的に特別徴収(年金天引き)となります。

▽世帯主が国民健康保険に加入している方

▽国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満で構成されている世帯

▽世帯主が、年額18万円以上の年金を受け取っている方

▽国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない方

※届出をしていただくことにより、国民健康保険税の納付方法を年金からの特別徴収でなく、口座振替にすることができます。

問合せ先 戸籍保険課
☎ 95-11116

令和7年1月1日以降に転入された方へ

今年の1月1日以降に大口町に転入された加入者については、国民健康保険税の算定に必要な所得等を前住所地に照会する必要があります。6月は所得のない状態で一旦賦課計算をおこない、確認の取れた7月以降に更正します。

更正通知書については、該当の方に毎月10日前後に送付しますので、ご確認ください。

保険税は口座振替で

国民健康保険税は、原則、口座振替での納付をお願いします。

銀行のお届け印・通帳・キャッシュカードをお持ちいただき、役場戸籍保険課で手続きをしてください。

減免事由	減免額
①世帯の前年中の総所得金額が 400 万円以下で、今年の所得見込額が前年総所得金額の 3 分の 2 以下に減少すると認められる方	所得割額の全部から 100 分の 20
②現に継続して 6 か月以上療養中の方、もしくは継続して 6 か月以上療養を要すると認められる方のうち、①に該当する方	所得割額の全部から 100 分の 20
③雇用保険法の規定により基本手当（失業・休業等）の受給資格を要する方のうち、前年中の総所得金額が 400 万円以下の方	受給資格を有する方について算定した税額にかかる所得割額（支給対象期間）の全部から 100 分の 30
④世帯主またはその世帯に属する被保険者所有の住宅および家財について損害を受けた方のうち、前年中の総所得金額の合計が 600 万円以下で、当該損害金額（保険金等により補填される金額を除く）が 3 割以上の方	税額の全部または所得割額の 100 分の 50 から 100 分の 12.5

※①から④のうち 2 つ以上に該当する場合は、減免額の大きい規定を適用します。
※減免事由が虚偽または不正な行為であることが明らかになった場合には、減免額の全部または一部を返還していただきます。

左の表のいずれかに該当する世帯は減免が受けられます。原則として申請日以後の納期分が対象となりますので早めに申請してください。
持ち物 国民健康保険税額決定通知書、減免理由が証明できる書類

減免制度

重要 減免制度・軽減制度は、所得が無申告の方は対象になりません。必ず申告してください。

課税軽減 世帯の所得が一定基準を下回る場合には、均等割額および平等割額に限り、保険税を軽減します。

	加入者全員の所得合計	軽減額					
		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
		均等割額	平等割額	均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	1万9,320円	1万5,120円	6,510円	5,460円	7,770円	4,200円
5割軽減	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	1万3,800円	1万800円	4,650円	3,900円	5,550円	3,000円
2割軽減	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5,520円	4,320円	1,860円	1,560円	2,220円	1,200円

未就学児の均等割額の軽減 未就学児の方（6歳到達の年度末まで）の均等割額について、国民健康保険の資格が生じた日の属する月から一律5割を軽減しています。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分
軽減なし世帯	13,800円	4,650円
7割軽減世帯	4,140円	1,395円
5割軽減世帯	6,900円	2,325円
2割軽減世帯	11,040円	3,720円

軽減制度

「倒産・解雇などによる離職」「雇い止めなどによる離職」をされた方へ

倒産や解雇、雇い止めなどによる離職をされた方は、国民健康保険税が軽減対象になる場合があります。

対象者
離職日の翌日から翌年度末までの期間において、次のいずれかとして求職者給付（基本手当等）を受ける方

▽雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）

▽雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象になりません。

軽減方法

前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定します。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡って軽減を受け

ることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申請に必要な物

国民健康保険税額決定通知書、雇用保険受給資格者証、マイナンバーがわかるもの、本人確認ができるもの

医療費一部負担金の減免

震災、風水害等で著しい損害を受けた場合、医療費一部負担金の減免を受けられる場合があります。詳しくは戸籍保険課までお問い合わせください。

医療費適正受診のお願い

次の負傷は保険適用されます。

柔道整復施術

▽骨折、脱臼（医師の同意が必要）

▽打撲、捻挫、挫傷

※日常的な筋肉疲労や疲れ、慢性病の場合は保険適用できませんのでご注意ください。

次の負傷で医師の同意がある場合は保険適用されます。

はり・きゅう

▽神経痛、リウマチ、頸椎捻挫後遺

症など慢性的な痛みのある病気

あん摩・マッサージ

▽筋麻痺、関節拘縮等の症状で医療上必要とされる症例

※疲労回復等を目的とする施術は保険適用できませんのでご注意ください。

ジエネリック医薬品を使用しましょう

ジエネリック（後発）医薬品とは、安全性や効能は新薬と同等と認められている安価な医薬品です。ジエネリック医薬品を使用することで、薬代が節約できます。

希望される方は、薬局で薬を処方される時に、ジエネリック医薬品希望カード等を提示していただくか、「ジエネリック医薬品を希望します」と薬剤師へお伝えください。

※医師の診断によりジエネリック医薬品に変更できない場合があります。

税負担の緩和にもつながるよー！

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-11116



大口俳句会

春暁や山を近くに寄せるなり

葉山 忠己

新学期登校の子の足軽く

渡辺すみ子

鶯や山間響く声高し

松坂 年造

春風やスタートライン走り出せ

宮下 裕子

クレヨンの一色減るやつくしんぼ

安藤 亮子

芙蓉句会

不自由な眼で逝く夫の花明かり

田中百代

ミモザ咲き笑みて見上ぐる青き空

相川八重子

花冷えや川面に映る人の群れ

平本のり子

散り終えし枝垂桜や鳥遊ぶ

大森恵美子

お遍路の鈴振る音か水琴窟

土川 照恵

大口川柳クラブ

値上がりへ貯金考え飲む酒量

数川 謙二

長い髪お風呂上りにすく色気

天野 信和

退職後家の柱は妻になり

吉田 雄亮

生きてきた年輪脳の皺となり

高橋あや子

老いの愚痴十七文字がすくい上げ

安藤 久子